

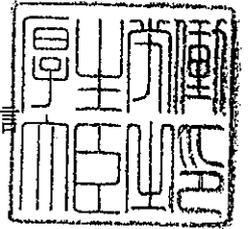
厚生労働省発基0916第1号

令和2年9月16日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令
案要綱」について、貴会の意見を求める。

社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令案要綱

第一 社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令

令和五年度以前の各年度の予算及び決算における労働者災害補償保険法施行規則第四十三条の規定の適用については、同条中「労働者災害補償保険特別支給金支給規則」とあるのは「賃金の支払の確保等に関する法律第三章の規定による未払賃金の立替払事業（以下この条において「立替払事業」という。）及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則」と、「労働者災害補償保険事業」とあるのは「労働者災害補償保険事業（同項の社会復帰促進等事業のうち立替払事業を除く。）」とすること。

第二 施行期日等

この省令は、公布の日から施行し、令和三年度の予算から適用すること。

社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令案について

令和 2 年 9 月
労働基準局 労災管理課

1 趣旨

今般のコロナ禍に伴い、企業が倒産し、賃金が支払われぬまま退職を余儀なくされる労働者が多く発生することが懸念される。

現在、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項の社会復帰促進等事業として、未払賃金の立替払事業（以下「立替払事業」という。）を行っているところであるが、このような状況を踏まえれば、今後、未払賃金の立替払の請求が増加することが見込まれる。

このことから、令和 2 年度補正予算において、立替払事業に要する費用を増額要求したところ。

立替払事業を含めた社会復帰促進等事業に要する費用等については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）第 43 条において、限度額が定められているところであるが、今般のコロナ禍に伴い、来年度予算について、今年度予算額から増額要求が考えられること、また、保険料収入の減額が想定されることを踏まえると、予算額及び執行額について、限度額を超えることが想定される。そのため、同条の規定について緊急避難的な特例措置を設ける必要がある。

2 内容

令和 3 年度から令和 5 年度まで（※）の予算及び決算について、労災則第 43 条の特例を設け、立替払事業に要する費用及び立替払事業の事務の執行に要する費用を、同条の社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額から除外する。

※ 平成 11 年度及び平成 23 年度に講じた労災則第 43 条の特例措置に倣い、今回も 3 か年度について措置。本省令制定後、毎年の事業実績を勘案し、特例措置を講ずる必要がないとの判断に至った場合は、速やかに本省令を廃止する。

3 根拠法令

労働者災害補償保険法第 50 条

4 施行期日等

公布日：令和 2 年 9 月下旬

施行期日：公布の日

社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令案

参照条文 目次

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）	1
○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）	1
○ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）（抄）	2

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

② 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。

③ 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康安全機構に行わせるものとする。

第五十条 この法律の施行に関する細目は、厚生労働省令で、これを定める。

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度）

第四十三条 法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百二十分の二十を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。

一 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）第五十五条第一項に規定する労災保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額の合計額

二 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二条第一項の規定により同会計の徴収勘定から労災勘定へ繰り入れられる附属雑収入の額（次号において

「繰入附属雑収入額」という。)の合計額(厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。)

三 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び繰入附属雑収入額の合計額から前号に掲げる額を控除した額

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)

(未払賃金の立替払)

第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。)が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四条第一項ただし書及び第二項第四百七十四条第二項から第四項までの規定にかかわらず、当該労働者(厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。)の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

(労働者災害補償保険法との関係)

第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行ふ。

